

第七回 参議院大蔵委員会會議録第二十一号

昭和二十五年三月十日(金曜日)午後三時六分開会

委員の異動

本日委員來馬塚道君辞任につき、その補欠として藤井内午君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○開拓者資金融通特別會計において貸付金の財源に充てるための一般會計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省預金部特別會計の昭和二十五年年度における歳入不足補てんのため一般會計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(黒田英雄君) これより大蔵委員会を開会いたします。本日は開拓者資金融通特別會計において貸付金の財源に充てるための一般會計から繰入金に関する法律案を先ず議題といたしまして御質疑を願いますが、御質疑はもうございませぬでしょうか。御質疑がなければこれは後に廻します。

○理事(黒田英雄君) それでは次に大蔵省預金部特別會計の昭和二十五年年度における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に関する法律案を議題といたしまして、御質疑をお願いいたします。

○木内四郎君 預金部特別會計、一般會計からですね、又今年も金額は少い

けれども繰入れなければならないような状態になっておるのですが、それに關連して預金部の收支の状況を一応説明して頂きたいと思うのです。

○理事(黒田英雄君) 只今預金部資金課の高橋課長が見えておりますが、政府委員でないのではありませんが、説明員として答弁することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それでは高橋説明員。

○説明員(高橋俊英君) 只今の御質問に対して説明させていただきます。預金部は昭和二十四年度におきましては、三十七億円の赤字繰入を予定しております。それは、それが実際の結果におきましては、その赤字よりも相当改善いたされて、改善する見込でありまして、二十四、五億円の程度に留まるものではな

いかと考えております。この来年度の三億余りの赤字につきましても、今年度の赤字の理由とその理由は同じことであります。昔の預金部におきましては、いわゆる低利資金と言われておりました時代におきましては、その預金部の資金のコストが三分、場合によりましては三分以下というのが常態でございました。ところが、戦後におきまして非常にインフレのために、一方において経費の騰貴は非常に大きいのに拘わらず、預金の伸び方はそれに伴いませんで、そこに大きな較差を生じました。それがために資金現在量を以て経費と比較いたしますと、非常

に昔と違つてコストが高いということになります。この傾向はただ預金部だけではございませんで、一般市中金融機関におきましても一割に近い金利を取つております現状から推察できますように、そのコストは相當昔と比べて高いのであります。そうして預金部の場合は郵便貯金や簡易保険というような非常に零細な金を取扱つておりますので、單位あたりのコストは大きな金を扱つておる市中金融機関よりも高くなり勝ちであります。併し明年度において予定されておりますところの預金部の資金の平均コストは、概ね六分程度にまで低下する見込であります。本年度の平均は、まだ実際には結果が現われませんが、概ね七分強というふうに見えております。尚ついでに申上げますが、市中金融機関の経費率も、経費と言いますか、コストも概ねその程度ではないかと思つております。決算が更に遅れて参りますので最近の事情が分りませんが、半年以上前の市中金融機関の決算の状況から見ますと、七分近いところがでております。最近におきましては資金の増加と共に若干低下しているものと見受けま

す。貸出、貸金の償却等を考慮いたしますれば、その経費率というものは依然として六分五厘又は七分という程度ではないかというふうに考えております。でありますから、預金部の資金コストは概ね市中金融機関と余り変らない。これは将来におきましては市中金融機関よりも更にコストを引下げて行

かなければならぬのであります。コストの引下げのための手段といたしましては、インフレのために失つたところの資金量と経費とのアンバランスを是正するために、資金量の増加に期待するというのが唯一の残された途ではないかと思つております。勿論私共といたしましては、できるだけ郵政事業の繰入金金を節減し、或いは又其の他の方法によつて経費の節約を図つて、コストの切下げに努力いたしておりますが、尚それだけでは根本的な解決になりませんので、只今預金部資金は約一千八百億程度に達しましたが、昔の状態とこれを比較して見ますと、概ね戦争中及び戦前におきましては、通貨発行高の二倍半というのが常態でございました。然るに現在は三千億程度の通貨発行高に達しては、千八百億程度でございましてからして、そこには大分食い違いがあるわけでござい

ます。これがつまり資金コストの高い最大の理由であります。尚赤字の最大の理由でございまして、これは預金部の総資産の中に占める低利の国債の比率が比較的大きいということによるものであります。只今尚五百十億円余りに達する国債を所有しております。その国債のうち約四百五十億円は三分五厘債でございまして、その残りのものも平均いたしまして四分足らずの金利にしか廻りません。そうしますと、これを仮に五百億といたしまして三分五厘といたしますと、利廻りとして三分六厘五毛でござい

ますから、六分のコストがかかつておるのに対して運用の利廻りが三分七、八厘、そこで二分何厘かの……二分二、三厘の逆鞘になるわけであります。五百億といたしまして、十一億円、或いは十二億円に達する程度の赤字がそこに国債のために生じて来るわけでございまして、そこで預金部といたしては非常に苦しいところでござい

ます。その分を只今許されております運用の範囲で多少でもカバーいたしまして、預金部の独立採算に近附けるために、地方公共団体に対する貸付、この金利等を多少高目にしております。二十三年度におきましては概ね九分五厘程度に貸付けしてござい

まして、これらの利鞘を以て赤字を幾らかでも減らす。二十四年度におきましても、多少は下げましたが、平均九分二、三厘程度になつております。併しこのように国債の金利と預金部資金とのコストの逆鞘の部分を地方公共団体の負担によつてのみ解決して行くというこ

とでは、甚だ面白くないことであります。本来国債の金利と地方債の金利とはそう大きく開くべきものではないといふまあ見解を持つておりますので、できるだけ早い機会にこれを引下げて行きたい。そうして又地方公共団体の苦しい財政の状態を幾らかでも緩和したいといふふうに考えておるわけであります。能う限りこれの金利の引下に努力して行きたいと思ひます。併しながら一氣にそこに持つて行きますには、相當の赤字繰入を一般會計

から繰入を要すると思ひます。併しながら一氣にそこに持つて行きますには、相當の赤字繰入を一般會計

から貰わなければなりませんので、いろいろな事情を考慮いたしまして、明年度の予算におきましては一応八分五厘の利子を予定しておるわけでありまして、併しながら一方で、普通の見返資金の金利等は普通の……普通通の言いましても或る限られた範囲であります。普通通のプライズエイトな企業に対しては七分五厘という金利で貸付けしておる。その場合に、地方公共団体がそれよりも高い金利で借りるということは如何にも好ましくないことであるので、せめて早い機会に七分五厘若しくはそれ以下にまでは下げねばならぬんじゃないかというふうな考へておるわけでありまして、そういうふうな事情を考慮いたしまして、取敢えず予算面におきましては八分五厘程度に見込みましたけれども、可能な限りにおいてはもう少し下げたいというふうにも考へておるわけでありまして。

大体主な点を申し上げましたが、この外に預金部といたしましては公団に融資しております。農林関係の五公団に融資しておるわけでありまして、この金利は今までは地方公共団体の金利と全く歩調を一にしております。私達が若し、個人的な意見を申し上げて失礼でございますが、本来ならば国債の金利は新しく発行いたします前には……、現在五分五厘でございますが、五分五厘の国債であれば、そう大きな逆算にもなりませんけれども、三分五厘が非常に多いので、その逆算によって赤字が起るんだという現況は是認せられますならば、五分五厘と三分六厘五毛、或いは四分程度の国債との差額の程度まで、若し一般会計から繰入して

貰えるならば、地方財産等に対する負担は、これをもつと現状よりも軽くすることができて、国債と地方債との金利の開きが縮まって合理的になるんじゃないかという感じを持つております。併しそう申しますと、ここで先程申しましたように十億円以上の繰入を頂かねばならぬことになりますので、それはこの際全般の見地から好ましくないもので、できるだけ赤字を縮める意味におきまして、地方債の金利も八分五厘程度というように計上しておると思ひます。赤字三億円の精算の基礎につきましては、非常に細かい数字があるわけでございますけれども、一応ここに利子収入と歳出を掲げて置きました。若し更に細かい御質問がございましたら御説明いたしたいと思います。

○木内四郎君 実は私が預金部特別会計の收支の状況を伺いたいと思つたのは、あなたが後段において御説明になつた九分五厘ですね。これが余りにも預金部資金としては高過ぎるというところを感じましたので、あなた方は一体どういふふうな考へを持つておられるか、預金部は九分五厘も地方債の利子を取らなければならぬのかということをお願いいたしたためであつたが、あなたが或る程度まで御自分から御説明になりましたので、大体のところは了解しましたが、それにしても私は、この九分五厘というものは、地方貸付の利子としては、やはり利率として高いと思つて、又そういう郵便貯金をやつておる人々に対して、九分五厘で地方に貸付けるということは非常に高いし、又高

く感じるのも尤もだと思ふ。そこでできるだけこれを引下げて貰いたいと思ふのですが、それに關連してちよつと伺いたいことは、この九分五厘は最高であつたのですかどうかということとです。それが一つ。過去にそれよりも高いことがあつたかということ。

それからあなたから伺へば、預金部の資金のうちで五百十億円も低利国債を持つておるから、それが響いて来るというお話で、それは又尤もだと思ふのですが、それに關連して二十四年度において、政府は二千二百億も国債その他のものを国庫の負担で償還しておることになつておる。そのうちから一億預金部はどのくらい償還を受けたのか。日本銀行の金庫の中に金をどんどん入れ、日本銀行所有の国債を償還したのじや何にもならない。預金部はどのくらい受けたか。受ける金が少かつたらなせ沢山償還を受けることに努力されなかつたかということをお伺いしたい。

○説明員(高橋俊英君) 地方の金利が九分五厘と申しましたが、実際に行いました貸付のうちで、最も高い金利のものは九分六厘でございます。二十三年度資金について最高が九分六厘、後九分四厘、九分二厘というふうな金利の種分けになつておりますが、本年度資金につきましては最高九分四厘、それと九分二厘、九分という三段階でやつております。で、これに關連いたしまして、低利国債の償還の問題であります。二十四年度におきましては国債……、一口に国債償還と申しましても、最も金額的に大きかつたのは復金債の償還であります。これは二十三年度において余剰金を以て預金部が

購入いたしましたのが、四十億円余りございました。これは本年度末までに償還になるのであります。その点だけは影響がございました。ところがこれはむしろ預金部としては、金利の点から言へば有利なものでありまして、この償還は決して有難くないわけでありまして、本年度の国債につきましては、主として日銀がオペレーションによりまして民間の金融機関からこれを買上げてまして、民間の金融機関がその金を、或いは興銀債とか社債とかいふふうなものに投資するというような恰好で、市中の操作に使つていたわけでありまして、預金部に償還の努力をしなかつた点は、先ず償還をして頂くためには、これを他に運用するという途が開かれてなかつたわけでありまして、それが昭和二十一年一月のマーケット少将覚書というものがございまして、今までの運用の制限の範囲において、すでに現在ある国債償還を全然含まないで、現在日々増加しておりますところの預金部資金の総額をも使ひ切らん。未だに相当多額の余剰金を常に保有しているという現状におきましては、国債の償還だけを、我々の方が要求いたしましたも片手間はなにもなる。つまり運用の予定なくして国債償還を受けてそれを余剰金として遊ばして置くということになりますと、結局はその国債償還のための資金は、何らかの意味において国民の間から吸収されたものである、その金を預金部が余剰金として遊ばせるということでは、金の行方から言へば日本銀行の中に入れてしまふ、それだけ通貨収縮の要因となるということでありまして、我々としてはそういう運用の途

が開かれない場合において、国債償還のみをやつて貰う、つまり採算の面からだけ考へるといふわけには参らなかつたわけでありまして、併し明年度は紐付でないところの国債償還、つまりはつきりと償還される先の予定せられておらない、確定しておらないところの債務償還が約一千億でございます。この一千億の国債をデイスインフレの線を守りながら償還するためには、どうしても預金部の保有国債を相当程度……、只今金額で予定しておりますのは三百五十億円でございます。三百五十億円の低利国債を預金部に償還をする。而もその三百五十億円は確実に市中に流れて行くという形において運用されねばならぬ。こういうことになつておられますので、運用の面まで、その債務償還の面までを併せて目下関係方面と折衝中でございます。

併しながら元来預金部の資金は、戦前におきましてもおのずから運用の範囲に制限がございました。従つて無制限に誰にでも貸付け得るというふうなものではあり得ないと思つたのであります。以前におきましては只今でも規定としては生きておりますが、特殊法人或いは特殊法人に対する貸付や特殊な組合に対する貸付或いはそれらのものの発行する債券の引受というふうなことをやつておりましたが、只今は特殊法人というものの範囲が非常に狭くなつて政府保障の債券というものが最近出る例はない。又組合金融というものを考えます場合に、組合の經由金融機関としては昔は特殊銀行を使つておりましたが、今は特殊銀行という考え方は今までは少くとも止めさせられるような方向に向つておる。最近又債券

発行が五つの銀行だけに認められることになりすれば、再びその特殊銀行的な色彩も出て来るではありません。いろいろ／＼そういう經由金融機関の問題もございしますが、簡単に結論を出せないでございしますが、一応我々としてはどうしても来年度の全般の資金計画、国全体の資金計画から参りまして、この預金部資金を以て社債を引受ける、併し社債を引受けるためには今の社債の発行限度では足りない。再評価後において或いはそれ以前において何らかの措置によつて社債の発行できる限度を引上げなければならぬ。そういう／＼な問題が伴います。

が、とにかく民間資金、民間産業資金としてこれを活用したい。そうすればその金利は一般の金利にこれは従うわけでありするからして、九分或いはそれ以上に廻つて来る。それによつて赤字が／＼解消せられる。逆に出た余剰金を以て地方債の金利の引下げに充てることができると、かように考へておるわけでありする。三百五十億円を来年度償還し得るか否か、それによる運用が又可能であるか否かは今後の問題でありまして、非常に不確定のものであります。予算には計上しておりませんが、実際上はそういうふうにするように努力しております。

○木内四郎君 あなた方事務当局の方を別に責めるわけではないのでありますけれども、今日の金詰りの状況になつた原因は、御承知のように予算自体が非常なまゝデフレの予算である、これは争う余地はないと思ふ。従つてこのデフレの予算に対してこれをデイス・インフレに持つて行くためには、金融の方面で補わなければならぬこと

は明瞭です。ところが政府は金融政策においても全く施策を誤つて今日の状態に來てゐると思ふ。まあ挙げ出せばいろいろありますが、そのうちで政府資金の運用を誤つた最も主たるものは見返資金の運用、それから続いて世間で一般に言われているものは預金部資金ですね。そこであなた方はさつきお話をなつたように預金部資金の運用がでないといふ、手許に非常に余りがあるから国債を償還して貰つても何にもならなかつたと言われるけれども、それ自体が私は非常な問題だと思ふので、恐らく去年の夏頃から年末にかけていつても百数十億から二百数十億の

余剰金をあなた方の手許に持つておいでになつた。それを放出しないで今日になつて、漸く市中銀行に一部を預けるといふようなことをやられたことが非常に誤まりではなかつたかと思ふのです。それにしても運用ができなくて手許に余剰があつたからといふことじや預金部資金の大量に必要とする今日、ちよつと説明にならぬと思ふので、すね。どういふわけで預金部資金が昨年度において運用ができなかつたか。あなた方が運用しなかつたからです。その事情を分り易く説明して貰ひたい。

○説明員(高橋俊英君) それは先程も御説明申し上げましたが、昭和二十一年の一月に出た覚書というものがございまして、これは未だにそのままに変更せられない。この変更方につきましては、非常に何回も関係方面と折衝いたしましたし、大臣の方からも努力せられた例が多分にあるのでございます。併し預金部資金というものを、又その主流を成している郵便貯金、そういうもの

のに対する考え方が私達日本側と向うとの間に大分開きがある。それは向うの例では殆んど全部が国債の購入に当てられてゐる。郵便貯金自体がもう国債を売るような観念で行われておりま

す。郵便貯金で貯蓄されたものは殆んど全部国債に向けられてゐる。この預金部の制度は世界におきましても日本は相當古い筈なんです。先輩国としてはベルギー、フランスとかありますけれども、郵便貯金という制度も古いし、又預金部の制度も相當古い。ところが関係方面の方ではその制度自体が非常に新しい。郵便貯金制度も新しい。一九一〇年にできたのであります。何十年か遅れてきました。而もその際に世界の制度を研究してやつたんですが、運用の範囲を最も狭い範囲のものにとつた、そういうふうな見解の相違がありまして、預金部というものの同様の制度が多数の国にあります。が、その中に非常に弾力性のある運用をしてゐるところと、狭い制限を附した運用をしてゐるところと／＼な型がある。そこで私達としては預金部の従来の在り方が相當弾力性のあるものでございまして、そういうような方向に是非とも戻したいという気持ちで交渉しておつたのであります。デイス・インフレの線から言へば、むしろそれは糧券も国債も重大であるから、糧券の運用で結構だといふふうな制約を受けまして、遺憾ながら糧券の運用のみに余剰金を使つたわけであり

ます。その余剰金があるから国債の償還が理由にならんとおつしやいます。は、經理の面から言へば、確かに糧券であつても、要するに三分六厘五毛は一分一厘利がいいのであります。確かに

に糧券の方がいいのですけれども、糧券をそういう方法で殖やすといふことは、それだけ通貨を日銀へ放り込んだという恰好になります。それを他の面でカバーしようとするすれば、結局日本銀行の金融機関に対する貸出を増加しなければならぬ。ところが最近、それがむしろ銀行側も貸出の増加を嫌ひ、日銀側としては、最近では是非借りて欲しいという態度で臨んでゐるにも拘わらず、金融機関自体が先行の不安、焦付きといふことの懸念もありま

すし、又預金に対する貸付の増加の割合が百パーセントに達するといふような状態では、これ以上の貸付はできません。どういふ消極的な面が出て参ります。どういふで穴を埋めるといふことはできない。そういうわけでありまして、国債の償還した分は、やはり預金部の運用が現状の通りでありますれば、金融機関を通じて、何とかして市中に押出して行かなければならない。こういう見地で、本年度は日銀のオペレーションによつて来たのであります。最近では紐付きのオペレーションが利かない、無條件で買上げてやる程度しか行かないという状態でありまして、いろいろ／＼な点で甚だ不本意ながら、現在までに至つておるようなわけでありまして。

○木内四郎君 私はこれ以上質問いたしません。できるだけ預金部資金の会計の改善に努力されて、九分五厘、来年は八分五厘という予定だそうですが、できるだけ一つ償還貸付金の金利を引下げるように、努力をお願いいたします。

○木村禰八郎君 余剰金ですね、どのくらいになつておりますか。

○説明員(高橋俊英君) 只今二月末日までの資料を持つて参つたつもりだつたのですがちよつと忘れまじつたので、大変申し訳ないのですが私の記憶で申します。約二百八十億円と記憶しております。一月末におきましてはもつと少いと思ひます。

○木村禰八郎君 この二百八十億といふのは、それは結局日銀勘定へ行つて落ちてしまふわけですね、通貨との関係においては……。

○説明員(高橋俊英君) 通貨との関係では、それは日銀が持つております食糧証券を確保するのでありますから、余剰金が増加するといふことが結局通貨の減る要因といふことになります。

○木村禰八郎君 これは糧券を持つておるわけですか。

○説明員(高橋俊英君) そうでございます。

○木村禰八郎君 それから市中銀行に昨年末預け替へしましたね、あの金利ですね、それと無盡ですな、それから市街地信用組合、特殊会社ですね、それに貸出しをした金利はどのくらいですか。

○説明員(高橋俊英君) 一銭九厘です。

○木村禰八郎君 市中銀行ですか。

○説明員(高橋俊英君) 全部同じであります。国庫金の指定預金とこんがらがつておるかも知れませんが、国庫指定預金と預金部資金の預金とは又別途になつております。

○木村禰八郎君 指定預金はどのくらいですか。

○説明員(高橋俊英君) 指定預金は二ヶ月ものと三ヶ月ものと四ヶ月ものとあり、二ヶ月ものが一銭六厘、三ヶ月

もので一錢七厘、四ヶ月ものが一錢七厘で同様であります。

○木村福八郎君 地方公共団体に地方債の要求があると思うのですが、それはどのくらい実現できるかどうか知りませんが、どのくらいの要求がありますか。

○説明員(高橋俊英君) 只今まで私達が集めた資料によりますれば、要求は県独自で、県負担のみで行う事業これを単独事業と称しておりますが、それが七百数十億円あります。それから公共事業で地方負担を伴うものがござりますが、その地方負担額は三百二十億と記憶しておりますが、それについては地方としては一応概ね地方負担の全額の起債を希望しております。これは昨年の例等から言いますと、本当に全額を希望しておるかどうかはつきりいたしません。一応要求としては……

○西川基五郎君 最近新聞に出ておりました簡易保険の問題ですが、運用問題ですが、郵政省との間にいろいろ問題があると思いますが、大蔵省の方としてこの点について一応お話を願いたいと思います。

○説明員(高橋俊英君) この簡保の独立事業につきましては、実は前々の国会でございまして、郵政委員会から出まして、衆議院及び参議院の決議ができたのです。そうしてそれによりまして、できるだけ早く簡易保険を独立運営として、採算関係をよくしようかというところになっております。できるならば速記の方を遠慮して頂いた方がいいと思うのでございますけれども……

○理事(黒田英雄君) それでは本案に

対する御質疑はちよつと中止をお願いいたします。

○理事(黒田英雄君) この場合開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に充てる法律案を議題といたします。

御質疑は終つたように思いますので、質疑終了として直ちに討論に入ることには御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それでは討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。……別に御発言もないようでありますから討論は終結したことにいたしまして直ちに採決に移ります。開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願います。

〔総員挙手〕

○理事(黒田英雄君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。尙本会議におきます委員長のお頭報告の内容は、例によつて委員長にお任せ願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。尙委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の御署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
伊藤 保平 森下 政一

玉屋 喜章 西川基五郎
平沼彌太郎 木内 四郎
油井賢太郎 高瀬莊太郎
藤井 丙午 木村福八郎

○理事(黒田英雄君) それでは再び大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律案を議題として審議の続行をお願いいたします。

○西川基五郎君 先程に継続いたしました、速記をお止め願つて事務官の方から事情を伺いたいと思つていますが……

〔速記中止〕

○理事(黒田英雄君) 速記を始めて。

○平沼彌太郎君 ちよつと伺いたいが、二十五年年度において預金部で赤字が出ておるようですが、過去の二、三年はどんな状況だったんですか。赤字であつたのか黒字であるか。

○説明員(高橋俊英君) お答えいたします。この二、三年は赤字でございます。

○平沼彌太郎君 そうしますと、大体預金部の資金は郵便貯金が主であるように見えるのでございますが、郵便貯金として国家的にこれだけの大きなことをやつていて、相当の利益が著つていなくちやならんと思うのですが、それが赤字である理由はどこにあるのですか。

○説明員(高橋俊英君) そういう点は先程コストの問題として申し上げましたが、非常にコストが高くなつた、それ

に対して運用する方が制限されておりますために、殊に国債の安いものを持つておつたために逆転になつておつたということでございます。

○平沼彌太郎君 併し地方の郵便局におけるところの預金の吸収状態が非常に高率になるような宣伝その他の費用をかけておるんでございまして、これらの、つまり昨日あたりも町へ行つてみますと、郵便局の人が大勢行列で預金を勧めておる。チンドン屋なんかやつておるんですが、あんなことまでやつて地方の金を集めてやる政策も余りよくないし、赤字になるような運営をして国民に迷惑をかけるということはどうかと思うのですが……別に私はこれに対する答弁は伺わなくても、将来の問題として申上げて置きます。

○油井賢太郎君 預金部資金の現在の、いわゆる集めた金の集まり先と、それから貸出先の明細を一つ資料に出して頂きたい。これが一点と、それから各地方の地方公共団体や何かに貸しになるときには、何か地方的な枠を予め決めておやりになるのか、その点が第二点。それから又貸出に当つてはどういうふうな制度で以て、どんな協議をして貸出すのか。この三点について伺ひます。

○説明員(高橋俊英君) 資料の点は別に差上げますが、そのうちでどこからどれだけ集まるかという問題は、郵便貯金なら郵便貯金ということでしょうし、いのでございませうか。

○油井賢太郎君 集まる資金別に一つ……

○説明員(高橋俊英君) それから貸出の方法は、その枠を決めてやるかどうかという点、これは総枠が先ず決まり

まして、総枠の中で概ね事業の内容に従ひまして、大体の用途を決め、その用途別に更に細分いたしまして、どのような事業には今年度はどの程度の長期資金を集めるということを決めまして、それによりまして、事業起債の融資方針というものを先に作ります。この融資方針に従ひまして、地方自治庁と大蔵省側とが起債を如何にするかというところを協議いたします。そういう方針を採つております。それで第二第三の点のお答えをしたつもりでございます。

○油井賢太郎君 協議機関は……

○説明員(高橋俊英君) 大きな枠につきましては預金部資金運用審議会、これに我々はすべての運用の計画をかけることになつております。但し短期資金の運用については一年以内或いは六ヶ月以内という期限のものに限り審議会の議を経ないで実行できるということにいたしております。長期のものは全部運用審議会にかけて決定するということになつております。併し非常に細かい個別の市町村名から県名まで掲げたものはやつておりません。

○油井賢太郎君 その審議会の構成はどんな構成ですか。

○説明員(高橋俊英君) これは前に、確か参議院の大蔵委員会と思ひますが、資料の提出を命ぜられまして差上げてあると思ひますが、大体申上げますと、大蔵大臣それから大蔵事務次官、大蔵事務次官、会計検査院事務局長、日銀総裁、その外関係官庁の次官といったしまして厚生、農林、郵政、建設、経済安定本部、こういう方面の次官でございます。それから学識経験者といひまして別に只今十二名おります

が、学識経験者とはなつておりますが、大体各方面を代表するように、県知事代表、それから市長代表、町村長代表というような恰好で、それらの概ね全国の役員としておられる方、それから学識者として商大教授井藤半爾氏とか、荒井誠一郎さんとか、その外勸銀、興銀総裁、市中銀行代表者……。

○油井賢太郎君 了承。

○理事(黒田英雄君) 本日はこの程度で散会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○理事(黒田英雄君) 御異議ないようでありますから、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十二分散会
出席者は左の通り。

理事

委員

黒田 英雄君	伊藤 保平君	森下 政一君	玉屋 喜章君	西川 甚五郎君	平沼 彌太郎君	木内 四郎君	油井 賢太郎君	高瀬 莊太郎君	藤井 丙午君	木村 福八郎君
大蔵事務官(主計局法規課長)	佐藤 一郎君	大蔵事務官(銀行局預金部資金課長)	高橋 俊英君							

三月九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、日本勸業銀行法等を廃止する法律案
一、銀行等の債券発行等に関する法律案

日本勸業銀行法等を廃止する法律案
日本勸業銀行法等を廃止する法律案

日本勸業銀行法等を廃止する法律案
日本勸業銀行法等を廃止する法律案

日本勸業銀行法等を廃止する法律案
日本勸業銀行法等を廃止する法律案

日本勸業銀行法等を廃止する法律案
日本勸業銀行法等を廃止する法律案

日本勸業銀行法等を廃止する法律案
日本勸業銀行法等を廃止する法律案

日本勸業銀行法等を廃止する法律案
日本勸業銀行法等を廃止する法律案

日本勸業銀行法等を廃止する法律案
日本勸業銀行法等を廃止する法律案

日本勸業銀行法等を廃止する法律案
日本勸業銀行法等を廃止する法律案

日本勸業銀行法等を廃止する法律案
日本勸業銀行法等を廃止する法律案

日本勸業銀行法等を廃止する法律案
日本勸業銀行法等を廃止する法律案

日本勸業銀行法等を廃止する法律案
日本勸業銀行法等を廃止する法律案

日本勸業銀行法等を廃止する法律案
日本勸業銀行法等を廃止する法律案

日本勸業銀行法等を廃止する法律案
日本勸業銀行法等を廃止する法律案

日本勸業銀行法等を廃止する法律案
日本勸業銀行法等を廃止する法律案

日本勸業銀行法等を廃止する法律案
日本勸業銀行法等を廃止する法律案

日本勸業銀行法等を廃止する法律案
日本勸業銀行法等を廃止する法律案

に基き営業の免許を受けた銀行とみなす。

3 日本勸業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行は、この法律施行後遅滞なく株主総会を招集し、この法律施行に伴い必要な定款の変更をしなければならない。

4 日本勸業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行は、この法律施行後前項の規定による定款の変更があるまでは、当該銀行の定款にかかわらず、銀行法第一條第一項に掲げる業務並びに担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)による担保付社債に関する信託業及び銀行法第五條に規定する銀行業に附随する業務を営むことを目的とするものとみなす。

5 この法律施行前旧日本勸業銀行法第七條第一項又は第二項の規定により政府から命ぜられた日本勸業銀行の總裁、副總裁及び理事及び同條第三項の規定により選定された同行の監査役並びに旧日本興業銀行法第七條第一項又は第二項の規定により政府から命ぜられた日本興業銀行の總裁、副總裁及び理事及び同條第三項の規定により選任された同行の監査役であつて、この法律施行の際現にその職にあるものの任期は、第三項の株主総会終結の時に終了する。

6 前項に掲げる者の職務、権限、資格及び兼職の制限並びにこれらの事項に関する罰則の適用については、旧日本勸業銀行法及び旧日本興業銀行法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

7 この法律施行前日本勸業銀行が

発行した勸業債券、貯蓄債券及び報國債券、北海道拓殖銀行が発行した北海道拓殖債券並びに日本興業銀行が発行した興業債券については、旧日本勸業銀行法、旧北海道拓殖銀行法及び旧日本興業銀行法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

8 この法律施行前日本勸業銀行又は北海道拓殖銀行がした貸付に関しては、旧日本勸業銀行法及び旧北海道拓殖銀行法は、この法律施行後も、その効力を有する。

9 旧日本勸業銀行法、旧北海道拓殖銀行法又は旧日本興業銀行法の規定により積み立てられた日本勸業銀行、北海道拓殖銀行又は日本興業銀行の準備金は、銀行法の規定により積み立てられた準備金とみなす。

10 この法律の施行に伴い私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)以下「私的独占禁止法」という。第十一條第一項(金融業を営む会社の株式の取得又は所有の制限)の規定に反して株式を所有することとなつた会社は、同項の規定にかかわらず、この法律施行の日から一年間は、その株式を所有することができる。

11 前項の会社は、この法律施行の日から三十日以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、私的独占禁止法第十一條第一項の規定に反して所有する株式について公正取引委員会に届け出なければならない。

12 第十項の会社は、私的独占禁止

法第十一條第一項の規定に反して所有している株式を処分したときは、その都度、その処分の日から三十日以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

13 前二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出があつた場合においては、その行為をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五万円以下の罰金に処する。

14 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人に対しても同項の罰金刑を課する。

15 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

16 他の法令中「勸業債券」「北海道拓殖債券」及び「興業債券」とあるのは、それら「日本勸業銀行法」「北海道拓殖銀行法」の廃止前に発行された勸業債券、「北海道拓殖銀行法」の廃止前に発行された北海道拓殖債券及び「日本興業銀行法」の廃止前に発行された興業債券」と読み替えるものとする。

17 銀行等の債券発行等に関する法律(昭和二十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「日本勸業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行並びに」を削る。

第三條第四項を削る。

第十八條中「日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行」及

び「日本勸業銀行法、北海道拓殖銀行法、日本興業銀行法」を削る。

銀行等の債券発行等に関する法律案

銀行等の債券発行等に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、銀行等に対し、債券の発行とあわせて米国対日援助見返資金の引受による優先株式の発行とをさせることにより、経済復興のため最も緊要とされる長期資金の円滑な供給を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「銀行」とは、日本勸業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行並びに銀行法(昭和二年法律第二十一号)に基づき営業の免許を受けている銀行をいふ。

2 この法律において「自己資本」とは、資本金及び準備金(準備金、積立金、基金その他名称の如何を問はず利益のうちから積立てられたものであつて、且つ、株主勘定に属するものをいう)をいう。

(債券の発行)

第三條 銀行は、自己資金の金額の二十倍に相当する金額から預金の総額とその発行している債券(通常「金融債」と称されるものをいう)の総額との合計金額を控除した残額に相当する金額を限り、債券を発行することができる。

2 前項の預金の総額は、銀行が同項の規定により債券を発行する月の前月末日以前一年間の毎日平均

残高による。

3 第一項の債券の総額は、銀行が同項の規定により債券を発行する月の前月末日の債券の発行現在高による。

4 日本勸業銀行法(明治二十九年法律第八十二号)第三十四條第一項、北海道拓殖銀行法(明治三十二年法律第七十六号)第十二條第一項、日本興業銀行法(明治三十三年法律第七十号)第十二條及び第十二條ノ二並びに臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律(昭和二十三年法律第二十一号)第一項の規定は、日本勸業銀行、北海道拓殖銀行及び日本興業銀行が発行する債券の発行限度については適用しない。

(債券の借換発行の場合の特例)

第四條 銀行は、その発行した債券の借換のため一時前條第一項の規定によらないで債券を発行することができる。

2 前項の規定により債券を発行したときは、発行後一月以内に抽せんをもつてその発行券面額に相当する旧債券を償還しなければならぬ。

3 前條第一項の預金の総額とその発行している債券の総額との合計金額が自己資本の金額の二十倍に相当する金額をこえている場合において、銀行が借換のため発行する債券の償還期限は、借り換えられる債券の償還期限をこえることができない。

(債券発行の届出)

第五條 銀行は、第三條第一項又は

前條第一項の規定により債券を発行しようとするときは、その都度、その金額及び條件をあらかじめ主務大臣に届け出なければならぬ。

2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十六條(杜債発行についての特別決議)及び第二百九十八條(既存の杜債に未拂込のある場合の杜債発行の制限)の規定は、銀行が第三條第一項又は前條第一項の規定により債券を発行する場合については適用しない。

(預金者と債券の権利者との平等の取扱)

第六條 銀行は、その発行する債券に担保を附することができない。

2 銀行の清算又は破産の場合において、債務の弁済については、預金者と債券の権利者とは、平等に取扱われなければならない。

(債券の発行方法、登記等)

第七條 銀行が債券を発行する場合において、応募総額が杜債申込証に記載した債券の総額に達しないときでも債券を成立させる旨を杜債申込証に記載したときは、その応募総額をもつて債券の総額とする。

2 銀行の発行する債券は、無記名とする。但し、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

3 銀行は、債券を発行する場合において、売出的方法によることのできる。この場合においては、売出期間を定めなければならない。

4 前項の場合においては、杜債申

込証を作成することを要しない。

5 第三項の規定により発行する債券には、左の事項を記載しなければならない。

一 銀行の商号

二 各債券の券面金額

三 債券の利率

四 債券償還の方法及び期限

五 債券の番号

6 商法第三百五十五條第一項(杜債の登記)の期間は、債券の売出期間満了の日から起算する。

7 銀行は、売出的方法により債券を発行しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。

一 売出期間

二 債券の総額

三 数回に分けて杜債の拂込をさせるときは、その拂込の金額及び時期

四 債券発行の価額又はその最低価額

五 第五項第一号から四号までに掲げる事項

8 銀行は、債券を発行する場合において、割引の方法によることのできる。

9 銀行は、その発行した債券を償還する場合においては、その償還金額に割増金を附けることができる。この場合においては、その方法及び金額について、あらかじめ大蔵大臣の認可を受けなければならない。

10 銀行が発行する債券の登記については、その総額(総額を数回に分けて発行する場合においては、各回の発行金額とする。以下同じ)を登記すれば足りる。

11 銀行が発行する債券については、変更の登記をすることを要しない。但し、その総額の償還があつたときはその登記をし、且つ、毎年三月末におけるその償還を終らない額の合計額を本店の所在地においては四週間以内、支店の所在地においては五週間以内に登記しなければならない。

12 第十号の登記の申請書には、左の各号に掲げる書類を添附すれば足りる。

一 債券の発行につき取締役の決議のあつたことを証する書面

二 債券の引受を証する書面又は売出期間内における売上総額を証する書面

三 杜債申込証

四 各債券につき拂込のあつたことを証する書面

(債券の消滅時効)

第八條 銀行が発行する債券の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

(通貨及証券模造取締法の準用)

第九條 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、銀行が発行する債券の模造について準用する。

(銀行の利益の積立及び配当)

第十條 銀行は、毎営業年度末において、預金の総額とその発行している債券の総額との合計金額が自己資本の金額の二十倍に相当する金額をこえているときは、毎営業年度における利益から当該営業年度分として納付すべき法人税に相当する額を控除した残額のうち、資本金の額に当該営業年度の月数

を乗じたものを十二分した額の百分の十に相当する金額と利益の百分の二十五に相当する金額とのいづれか低い方の金額に達するまでの金額を、準備金として積み立てなければならぬ。

2 前項の場合においてなお利益があるときは、銀行は、株式に配当をすることが出来る。

3 第三條第二項及び第三項の規定は、第一項の預金の総額及び債券の総額の計算について準用する。この場合において、「銀行が同項の規定により債券を発行する月」とあるのは「毎營業年度末」と読み替えるものとする。

(優先株式の発行)

第十一條 銀行は、この法律による債券の発行に資するため、国が米國対日援助見返資金(以下「援助資金」という。)をもつて引き受ける場合に限り、この法律の定めるところにより、優先株式を発行することが出来る。

2 前項の優先株式は、利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有し、且つ、議決権のない株式であつて銀行が利益又は資本の増加によつて得た資金をもつて消却することが出来るものでなければならぬ。

3 商法第二百四十二條第二項(無議決権株式の株金総額の制限)の規定は、第一項の優先株式(以下「優先株式」という。)の発行については適用しない。

4 優先株式を発行する銀行は、他の法令の規定にかかわらず、この法律により優先株式を発行する旨

及び優先株式の数を定款に記載しなければならぬ。

5 銀行は、第一項の規定により優先株式を発行しようとするときは、優先株式の消却及び優先株式に対する配当に関する事項を記載した優先株式消却計画書を主務大臣に提出しなければならぬ。

6 銀行は、前項の優先株式消却計画書に記載した金額の優先株式の消却をしなければならぬ。この場合において、その金額は、毎營業年度につき、利益の百分の十に相当する金額を下ることができないものとする。

7 銀行が優先株式消却計画書に記載した事項を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(優先株式の引受)

第十二條 国は、援助資金をもつて優先株式を引受けることが出来る。

2 前項の場合を除いては、何人も優先株式を引受け、又は譲り受けることが出来ない。

3 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第一條(政府の所有する株式又は出資の取扱)の規定は、国の所有する優先株式については適用しない。

(優先株式の消却及び優先株式に対する配当)

第十三條 優先株式を発行している銀行は、毎營業年度における利益のうちから、左の各号に定めるところにより優先株式の消却及び優先株式に対する配当をしなければ

ならない。

一 利益から当該營業年度分として納付すべき法人税に相当する額を控除した残額のうち、優先株式消却計画書に定める金額の優先株式の消却への充当

二 前号の金額を控除してなお利益があるときは、優先株式に対して優先株式消却計画書に定める割合(以下「優先配当割合」という。)に達するまでの金額の配当への充当

2 優先株式を発行している銀行は、前項各号の金額を控除してなお利益があるときは、これを優先株式以外の株式(以下「普通株式」という。)に対する配当及び優先株式の消却に充てる事が出来る。

3 優先株式の消却は、額面金額により行う。

4 銀行は、利益をもつて優先株式を消却した場合においては、消却した優先株式の額面金額に相当する金額を準備金として積み立て、且つ、同額の資本を減少しなければならぬ。

5 銀行は、優先株式を資本の増加によつて得た資金をもつて消却し、資本を減少することが出来る。この場合においては、あらかじめ主務大臣の認可を受けなければならぬ。

6 商法第三百七十六條から第三百八十條まで(資本減少)の規定は、前二項の場合については適用しない。

7 第一項第二号の場合において、優先株式に対する配当金額が優先配当割合によつて計算した金額に

達しなかつたときは、当該銀行は、その不足額に相当する金額を、政令で定めるところにより、優先株式の総数の消却を終つた營業年度以後の各營業年度における利益のうちから、優先株式の株主であつた者に対して支拂わなければならない。

8 銀行が前項の不足額の全部を支拂う前に解散した場合において残余財産があるときは、まだ支拂われない不足額は、残余財産の分配に先き立つて支拂わなければならない。

9 優先株式の株主に対する残余財産の分配については、普通株式に優先してその額面金額を支拂うものとする。

第十四條 優先株式を発行している銀行は、毎營業年度末において預金の総額とその発行している債券の総額との合計金額が自己資本の金額の二十倍に相当する金額をこえているときは、前條第一項及び第二項の規定にかかわらず、毎營業年度における利益のうちから、左の各号に定めるところにより、優先株式の消却及び優先株式に対する配当をしなければならぬ。

一 利益から当該營業年度分として納付すべき法人税に相当する額を控除した残額のうち、優先株式消却計画書に定める金額に達するまでの金額の優先株式の消却への充当。この場合において、銀行は、資本の額に当該營業年度の日数を乗じたものを十二分した額の百分の十に相当する金額と利益の百分の二十五

に相当する金額とのいづれか低い方の金額を下らない金額を準備金として積み立てなければならぬものとし、当該優先株式の消却への充当金額に相当する金額を準備金として積み立てられる金額は、この積立金額に含まれるものとする。

二 前号の消却への充当金額と積立金額とのいづれか多い方の金額を控除してなお利益があるときは、優先株式に対して優先配当割合に達するまでの金額の配当への充当

2 前條第二項の規定は、前項各号の金額を控除してなお利益がある場合について準用する。

3 第三條第二項及び第三項の規定は、第一項の預金の総額及び債券の総額の計算について準用する。この場合において、「銀行が同項の規定により債券を発行する月」とあるのは「毎營業年度末」と読み替えるものとする。

4 前條第七項及び第八項の規定は、第一項第二号の場合において優先株式に対する配当金額が優先配当割合によつて計算した金額に達しなかつた場合について準用する。

(他の法律による準備金の積立の免除等)

第十五條 銀行が、第十條第一項、第十三條第四項又は前條第一項第一号後段の規定により準備金を積み立てたときは、その營業年度においては、他の法律により利益処分として積み立てるべき準備金の積立は、することを要しない。但

し、その額が他の法律により利益処分として積み立てるべき準備金の額に達しない場合におけるその不足額については、この限りでない。

2 第十條第一項、第十三條第四項又は前條第一項第一号後段の規定により積み立てられた準備金は、他の準備金をもつて資本の欠損のてん補に充ててもなお不足する場合に、その不足額に相当する額を資本の欠損のてん補に充てる場合の外、使用することができない。

3 第十條の規定は、優先株式を発行している銀行には適用しない。
(農林中央金庫及び商工組合中央金庫についての準用)

第十六條 農林中央金庫及び商工組合中央金庫は、自己資本（この場合において、第二條第二項中「株主勘定」とあるのは「出資者勘定」と読み替えるものとする。）の金額の二十倍に相当する金額から預金の総額とその発行している債券の総額との合計金額を控除した残額に相当する金額を限り、債券を発行することができる。

2 前項の場合において、農林中央金庫及び商工組合中央金庫が発行する債券の発行限度については、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十七條第一項、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十一條及び臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律第三項の規定は、適用しない。

3 第三條第二項及び第三項、第四條、第五條第一項、第六條、第七

條（第六項、第十項及び第十二項を除く。）、第八條及び第九條の規定は、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券について、第十條の規定は、農林中央金庫及び商工組合中央金庫について、第七條第十項及び第十二項の規定は、商工組合中央金庫の発行する債券についてそれぞれ、準用する。この場合において、第十條中「利益」とあるのは「剰余金」と、「株式」とあるのは「出資」と読み替えるものとする。

第十七條 農林中央金庫及び商工組合中央金庫は、この法律による債券の発行に資するため、国が援助資金をもつて引き受ける場合に限り、優先出資をさせることができる。

2 第十一條第二項、第四項から第七項まで、第十二條、第十三條第一項から第五項まで及び第七項から第九項まで、第十四條並びに第十五條の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、「株式」とあるのは「出資」と、「優先株式」とあるのは「優先出資」と、「普通株式」とあるのは「普通出資」と、「利益」とあるのは「剰余金」と読み替えるものとする。

3 前二項の場合において、農林中央金庫及び商工組合中央金庫は、農林中央金庫法及び商工組合中央金庫法の規定にかかわらず、この法律に定めるところにより、出資の消却又は出資の減少をすることができる。この場合においては農林中央金庫については、農林中央金庫法第七條において準用する産

業組合法（明治三十三年法律第三十四号）第四十條及び第四十一條（出資の減少の手續）の規定は、適用しない。
(他の法律との関係)

第十八條 この法律の規定が、日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫が発行する債券についての日本勸業銀行法、北海道拓殖銀行法、日本興業銀行法、農林中央金庫法及び商工組合中央金庫法並びにこれらの法律に基く命令の規定と矛盾し、又はこれと抵触する場合においては、この法律の規定が優先する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に債券を発行している銀行の債券の発行に関しては、昭和二十五年三月三十一日までは、なお従前の例による。